

「志賀町GX産業団地」産業振興構想策定に関するサウンディング調査及び
支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の実施目的

志賀町では、令和8年3月に策定された第3次総合計画において、令和6年能登半島地震からの創造的復興を新たな成長の原動力へ転換していくことを目的として、「地域が稼ぐ事業」、「ビジネスエコシステム」「地域課題解決型事業」という3つの要素を中核に、総合的かつ連携した取組を推進している。

その中で、国及び石川県、町内外の企業・大学・研究機関等と連携しながら、GX・データセンター・フィジカルAI等を産業集積のテーマとするGX産業団地を新たに整備し、当該団地を起点とした志賀町の産業振興に取り組んでいくこととしている。

本業務は、次年度に予定する当該産業振興構想の策定に先立ち、企業のニーズ把握、大学等との連携体制構築について可能性を探るため、企業へのサウンディング調査及び産業振興に関する構想策定の支援について専門的な知見と豊富な実績を有する優れた事業者を選定し、業務委託を行うものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

「志賀町GX産業団地」産業振興構想策定に関するサウンディング調査及び支援業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

(4) 契約限度額

15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 業務仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること。
- (2) 志賀町財務規則（平成17年9月1日規則第35号）第99条第2項の規定による資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者又は契約締結の日までに資格者名簿に登録される者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生

法（平成 11 年法律第 255 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）

の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。

(5) 志賀町暴力団排除条例（平成 24 年志賀町条例第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する暴力団に該当しないこと。

(6) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令順守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。

(7) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

4 実施スケジュール及び募集方法

(1) 実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
事業説明会（現地確認）	令和 8 年 1 0 月 7 日（水）午前 1 0 時から
公募開始	令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）
質問書の受付期限	令和 8 年 1 0 月 2 0 日（火）午後 5 時まで必着
参加表明書の提出期限	令和 8 年 1 0 月 2 7 日（火）午後 5 時まで必着
参加資格結果通知	令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）
提案書の提出期限	令和 8 年 1 1 月 6 日（金）午後 5 時まで必着
審査会（プレゼン等）	令和 8 年 1 1 月 1 1 日（水）午後予定
企画提案書審査結果の通知	令和 8 年 1 1 月 1 3 日（金）予定
契約締結	令和 8 年 1 1 月 1 6 日（月）予定

※審査結果の通知後、優先交渉権者と協議の上、契約を締結する。

(2) 募集方法

町ホームページに掲載（本実施要領、業務委託仕様書、各種様式等）。

各種様式等については、町ホームページからダウンロードにより入手すること。なお、窓口又は郵送による配付は行わない。

5 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和 8 年 1 0 月 2 0 日（火）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出方法：別紙の質問書（様式第 4 号）により、電子メールにて提出すること。

なお、メール送信後に担当部署（巻末に記載）まで電話連絡すること。

(3) 回答日：町ホームページ上で順次回答する。

(4) 回答方法：質問者名を伏せて町ホームページ上で回答する。

※回答の内容は、本実施要領及び業務委託仕様書の追記・修正とみなす。

6 参加表明書及び企画提案書等の作成要領

(1) 参加表明の必要となる書類 ※すべて原本を1部提出すること。書類はA4サイズとする。

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 提案者概要（様式第2号の1）
- ③ 法人等の役員名簿（様式第2号の2）

(2) 参加表明書等の提出

- ① 提出締切：令和8年10月27日（火）午後5時まで（必着）
- ② 提出方法：担当部署（巻末に記載）まで持参又は郵送（簡易書留郵便又は一般書留郵便）

(3) 企画提案の提出に必要な書類

- ① 企画提案書（様式第3号） ※正本1部、副本10部（副本は複写でも可）

(4) 企画提案書等の提出

- ① 提出締切：令和8年11月6日（金）午後5時まで（必着）
- ② 提出方法：担当部署（巻末に記載）まで持参又は郵送（簡易書留郵便又は一般書留郵便） 合わせて、電子メールで事務局あてにデータを送付すること。（送付後に電話にて連絡し、到着を確認すること。また、データ容量が5MBを超える場合、事前に連絡すること。）
- ③ 様式：原則、様式第3号による提出とする。ただし、提案内容をより分かりやすく説明するための任意様式による別添提出を受け付ける。別添提出の資料には、左上にどの審査項目の資料であるか必ず明記すること。
- ④ 留意事項：書類は原則としてA4版とする。

7 審査方法

プロポーザルの審査を次のとおり実施し、最も評価の高い提案者を委託契約の優先交渉権者とする。ただし、最高評価点数提案者が複数ある場合は、審査委員の多数決で決する。

(1) 審査会（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

参加資格要件を満たす者に対し、企画提案書についてのプレゼンテーションを下記のとおり実施し、最も優れている提案を特定する。

- ① 実施予定日：令和8年11月11日（水）
- ② プレゼンテーションの内容
 - ・プレゼンテーションの時間は、1者あたり説明25分、質疑15分を目安とする。
 - ・プレゼンテーションはPCと大型モニターを使用して行うものとし、必要な機材（PC

と大型モニター等)は町が用意する。また、プレゼンテーション用のデータは、提出済の企画提案書等から内容の変更が無い範囲での軽微なレイアウト調整は可とし、令和8年11月9日(月)午後5時までに電子メールで町担当者あてにデータを送付すること。(送付後に電話にて連絡し、到着を確認すること。また、データ容量が5MBを超える場合、事前に連絡すること。)

- ・審査会への出席者の人数については、会場の大きさから4名以内とする。
- ・詳細は参加者あてに事前通知する。
- ・審査会については非公開とする。また、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。

8 審査基準及び配点

別紙「プロポーザル評価項目及び配点表」に基づき、審査を行う。

審査の結果、評価点数が最も高い事業者を契約予定者として選定する。ただし、最高評価点数事業者が複数ある場合は、選定委員の多数決で決する。

9 審査結果の通知

審査結果は町公式ホームページにて公開する。なお、審査結果に関する異議等は受け付けない。

10 契約の締結

審査結果通知後、町と委託契約の優先交渉権者は、契約締結に向けた協議を開始する。原則として、企画提案書に記載された項目を委託契約の仕様に反映するが、本業務の目的達成のために必要がある場合は、協議により、項目の追加、変更または削除を行う場合がある。

委託契約の仕様を決定し、最終見積書の提出を受けて契約を締結する。ただし、優先交渉権者との協議が調わない場合は、審査会で次点となった提案者を優先交渉権者として協議を行う

11 企画提案書の無効(失格事項)

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき

- ① プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったとき。
- ② 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき(参加表明時点の参加資格も含む)。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき

- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
- ② 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

③ 参考見積りの金額(税込 税率 10%)が契約限度金額を超過したとき。

12 その他留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (2) 提出された提案書類等は返却しない。
- (3) 提出書類は、優先交渉権者特定以外には提出者に無断で使用しない。ただし、審査において複製を作成する必要がある。また、本プロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、開示する必要がある。
- (4) 公募型プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (5) 業務委託の全部もしくは主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部に係る再委託については、あらかじめ町の承諾を得た場合はこの限りではない。

13 書類等提出及び連絡先

〒925-0198 石川県羽咋郡志賀町末吉千古 1 番地 1

志賀町商工観光課産業団地整備室

担当 中野

電話番号:0767-32-1833

FAX: 0767-32-3978

メール: kigyou-yuchi@town.shika.lg.jp